

日本ウインドウ・フィルム工業会

競争法コンプライアンス指針

第1項 基本方針

日本ウインドウ・フィルム工業会（以下、「工業会」という。）は、事業者団体としての事業活動を推進するにあたり、日本国における独占禁止法及び関係法令（以下、あわせて「競争法」という。）を十分に尊重し、これを遵守する。

第2項 禁止行為

工業会職員及び役員（以下、「工業会職員」という。）、会員及び事業活動に参画する者（以下、あわせて「工業会職員等」という。）は、競争法に示す次の行為（以下、「禁止行為」という。）を行わない。

- 1) 価格制限行為
- 2) 数量制限行為
- 3) 顧客、販路等の制限行為
- 4) 設備又は技術の制限行為
- 5) 参入制限行為
- 6) 不公正な方法による取引（共同の取引拒絶、取引条件等の差別扱い、排他条件付取引、再販売価格の拘束、拘束条件付取引、優越的地位の濫用、競争者に対する取引妨害等）
- 7) その他、競争法に抵触するおそれのある行為

第3項 会議等の運営

工業会職員等は、工業会が主催する会議等の開催に際して、次の対応を行う。

1) 議題、資料の事前確認

1. 工業会職員は、会議の議題及び配布される資料について禁止行為を生じさせるおそれがある内容が含まれていないか事前に確認し、含まれている場合にはこれを削除する。

2) 議題進行中の対応

1. 議長は、禁止行為を生じさせるおそれがある発言をした者に対して直ちに発言の中止を要求する。

当該要求にもかかわらず、発言者が発言を中止しない場合、議長は当該会議を直ちに終了し、当該終了事由を議事録に記録する。

2. 工業会職員等は、禁止行為を生じさせるおそれがある発言がなされた場合、議長等に対してそのことを指摘し、発言者への発言の中止を求める等、議長の適切な議事進行を補佐する。

3. 議長又は工業会職員は、禁止行為を生じさせるおそれがある発言があった事実を、第5項に定める競争法コンプライアンス責任者に報告するものとし、報告を受けた当該責任者は、発言を行った者及びその会員会社に対して、発言を行った者の工業会の事業への参画の禁止及び注意喚起を行うなど適切な対応をとる。

3) 議事録の作成と管理

1. 会議に出席した工業会職員は、会議終了後、速やかに議事録を作成し、議事録は会議を所管する事務局が適正に管理し、会議後10年間保管する。

4) 懇親会等の対応

1. 工業会職員等は、懇親会に限らず、工業会が主催した活動において禁止行為を生じさせるおそれがある発言がなされた場合、直ちにその場の責任者に対してそのことを指摘し、発言者への発言の中止を求める等、その場の責任者の適切な運営を補佐するとともに、その旨を第 5 項に定める競争法コンプライアンス責任者に報告する。

第 4 項 自主規格等

工業会は、自主規格等を策定するにあたり、禁止行為を生じさせるおそれがある内容のものを策定しない。必要な場合には弁護士等の意見を求めた上で適切な判断を行うものとする。

第 5 項 責任者と担当

工業会の競争法コンプライアンス責任者（以下、「コンプライアンス責任者」という。）を理事（あるいは監事）とし、これに係わる業務を事務局長が統括し、担当する。コンプライアンス責任者は、次項の研修等工業会職員等が本指針を適切に遵守するために必要な施策を実施する。

第 6 項 職員向け研修

コンプライアンス責任者は、工業会職員等に対して競争法コンプライアンスに係わる研修を行う等、各人の知識向上と意識改革に努める。

第 7 項 本指針の周知徹底

工業会は、本指針をホームページに公開し、工業会職員等及び会員等への周知徹底を図る。

第 8 項 本指針の改廃

本指針の改廃は、理事会の決議を経て理事長が行う。

附則 本指針は、令和 8 年 10 月 1 日から適用する。

日本ウインドウ・フィルム工業会

理事長 吉田 典史

